

4 文科初第 1 号  
令和 4 年 4 月 1 日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長

文部科学省初等中等教育局長

伯 井 美 徳

第 9 回ものづくり日本大賞「ものづくりの将来を担う高度な技術・技能」分野のうち「青少年部門」内閣総理大臣表彰候補者及び「青少年支援部門」文部科学大臣表彰候補校の推薦について（照会）

文部科学省では、近年の熟練技能者の高齢化や若年者のものづくり離れが深刻化する中で、ものづくり人材の育成が喫緊の課題となっていることを踏まえ、将来を担う優れた人材や、人材育成に顕著な功績を収めた学校等を表彰することで、ものづくりを支える人材育成の一層の促進を図ることを目的として、厚生労働省、経済産業省及び国土交通省と連携して「ものづくり日本大賞」を実施しています。この中に下記のとおり「青少年部門」及び「青少年支援部門」を設け、令和 4 年度には、第 9 回表彰を行うこととしております。ついては、別添 1、2（実施要領・実施細則・取扱要項）を参照の上、それぞれの別紙様式により、令和 4 年 5 月 2 0 日（金）必着で郵送等にて御提出願います。

なお、都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び関係部局と十分連絡調整の上、域内の国立、私立の学校や生徒も含めて取りまとめ、指定都市教育委員会におかれては管下の中学校、高等学校や生徒について、提出いただくようお願いします。

また、推薦がない場合も、メールにてその旨必ず御回答願います。

記

#### <表彰内容>

##### ① 青少年部門

ものづくりに関する競技大会等において文部科学大臣賞等を受賞した中学生・高校生の中から、特に優れた成果を収めた個人・団体を選出し、内閣総理大臣賞を授与し、表彰する。

→別添 1-1、1-2 に基づき、別紙様式（推薦書）に記入

② 青少年支援部門

ものづくり人材育成に大きな貢献があった学校（中学校，高等学校，中等教育学校）  
に対し，文部科学大臣賞を授与し，表彰する。

→別添2-1，2-2に基づき，別紙様式（推薦書）に記入

<留意事項>

※「青少年部門」の対象となる個人又は団体は，令和元年度から令和3年度における文部科学大臣等の大臣クラスの表彰の被表彰者とする。

※「青少年部門」の応募に当たっては，表彰状の写を添付すること。

※「青少年部門」，「青少年支援部門」とも，学校の概要について別添3により提出するとともに，学校案内パンフレット（直近のもので可）があれば8部送付すること。

※連絡先には，都道府県又は指定都市教育委員会の実務担当者の連絡先を明記すること。

<本件担当・提出先>

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付産業教育振興室

担当：小川、角田、鴨谷

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

電話：03-5253-4111（内線2384） E-mail：sangyo@mext.go.jp

ものづくり日本大賞「ものづくりの将来を担う高度な技術・技能」  
分野のうち「青少年部門」に係る実施細則

平成27年3月3日  
文部科学大臣決定  
令和3年1月20日一部改正

ものづくり日本大賞「ものづくりの将来を担う高度な技術・技能」分野のうち「青少年部門」に係る被表彰者の選出は、本実施細則に基づいて行うものとする。

1. 表彰の対象

別表に掲げる「ものづくり」に係る表彰（ものづくり基盤技術振興基本法（平成11年法律第2号）第2条第1項に規定するものづくり基盤技術の振興に寄与すると認められるものをいう。）における文部科学大臣賞等の被表彰者（以下「大臣表彰被表彰者」という。）であって、特に優れた実績を有する個人又は団体を表彰することとする。

2. 被表彰者の数

次の各号に掲げるクラスごとに、各号の定める数とする。

ア 高等学校・中学校等クラス 1個人/団体

イ 大学・高等専門学校・専門学校クラス 1個人/団体

3. 被表彰者の資格

(1) 表彰の対象となる個人又は団体は、ものづくり日本大賞が開催される年度を除く直近3か年度における大臣表彰被表彰者とする。

(2) 表彰時において表彰の対象とすることがふさわしくない場合は、対象から除外する。

4. 被表彰候補者の選出方法

有識者によって組織される青少年部門選考委員会において、各クラス（高等学校・中学校等クラス、大学・高等専門学校・専門学校クラス）ごとに大臣表彰被表彰者のうちから、ものづくり日本大賞の表彰を受けることが適当であると認められる者を決定する。

5. その他

青少年部門選考委員会の運営その他必要な事項は、別に定める。

別表

高等学校・中学校等クラス	大学・高等専門学校・専門学校クラス
高校生ものづくりコンテスト全国大会 全国高等学校ロボット競技大会 高校生ロボットアメリカンフットボール全 国大会 ジャパンマイコンカーラリー 全国高等学校インテリアデザイン展 全国ファッションデザインコンテスト 全国高等学校デザイン選手権大会 全国中学生創造ものづくり教育フェア アイデアロボットコンテスト 木工チャレンジコンテスト 「豊かな生活を創るアイデアバッグ」コン クール 等	アイデア対決 全国高等専門学校ロボット コンテスト 全国高等専門学校デザインコンペティショ ン 全国高等専門学校プログラミングコンテス ト 全国専門学校ロボット競技会 先端技術大賞 等

附 則（26 文科高 第 945 号）

この実施細則は、決定の日から施行する。

附 則（2 文科高 第 956 号）

この細則は、令和 3 年 1 月 20 日から適用する。

(別添1-2)

ものづくり日本大賞「ものづくりの将来を担う高度な技術・技能」分野  
のうち「青少年部門」に係る被表彰者推薦等取扱要項

平成19年3月5日  
初等中等教育局長決定

1. 推薦方法

都道府県教育委員会又は政令指定都市教育委員会は、ものづくり日本大賞「ものづくりの将来を担う高度な技術・技能」分野のうち「青少年部門」内閣総理大臣賞候補者を別紙様式の推薦書(1部)をもって、別途指定する日までに文部科学大臣あてに推薦する。

2. 青少年部門選考委員会

- (1) ものづくり日本大賞の内閣総理大臣賞を受けることが適当であると認められる者を選出するため、文部科学省に青少年部門選考委員会を置く。
- (2) 青少年部門選考委員会は、学校教育に専門的知識を有する者、ものづくりに関する学識経験者、企業の技術者等をもって構成する。
- (3) 書面審査により選考するが、必要に応じて、意見聴取等を実施する。

3. 選考基準

主として以下の基準により選考する。

技術的優位性、創意工夫性、継続性、将来性、学習に対する意欲や態度、その他

4. 表彰の方法

表彰は、表彰状を授与してこれを行う。なお、被表彰者及び表彰の日時、場所等は決定次第推薦者あてに通知する。

附 則

この要項は、決定の日から施行する。

ものづくり日本大賞「青少年部門」内閣総理大臣賞候補者推薦書

ふりがな

被推薦者氏名 もん か た ろう  
文科太郎

ふりがな

学 校 名 けんりつ こうぎょうこうとうがっこう  
〇〇県立〇〇工業高等学校

生年月日 平成17年 4月 20日生まれ（17歳） 性別 男

受賞した文部科学大臣賞等 文部科学大臣賞

受賞年月日 令和3年10月23日

1 推薦案件の概要

推薦案件を簡潔に把握できるような概要及び推薦案件の最も優れている点、最もPRできる点を簡潔に記載してください。（500字程度）

※案件の概要、具体的な成果やアピールポイントが端的にわかるように記載してください。

（例）

被推薦者は、「第〇回高校生ものづくりコンテスト全国大会〇〇部門」において、全国優勝を果たし文部科学大臣賞を受賞した。また、その他にも「第〇回〇〇〇〇全国大会」において・・・

2 推薦案件の詳細

(1) 技術的優位性

推薦案件のどのような点が技術的に優れているのか、具体的にかつ詳細に記載してください。 (300～500字程度)

※取組が複数ある場合は取組ごとに注目すべきポイントを列挙し、その説明についてわかりやすく記載してください。

(例)

1. 作業スピードの迅速性と正確性 (ポイント)  
..... (説明)
2. ○○に関する幅広い知識と技術力  
.....

(2) 創意工夫性

推薦案件のどのような点に創意工夫が認められるのか、具体的にかつ詳細に記載してください。 (300～500字程度)

※取組が複数ある場合は取組ごとに注目すべきポイントを列挙し、その説明についてわかりやすく記載してください。

(例)

1. □□□□□□□ (ポイント)  
..... (説明)
2. □□□□□□□  
.....

(3) 継続性

推薦案件について、準備段階も含めてどの程度の期間で実施されてきたのか、具体的にかつ詳細に記載してください。 (200～300字程度)

(例)

入学直後から○○クラブに入部し、1年次には.....  
練習は.....

(4) 将来性

推薦案件から類推される将来性はどのようなものか、具体的にかつ詳細に記載してください。 (200～300字程度)

これまでの日頃の練習量と競技大会への参加を通して、〇〇や□□に関する高度な技術能力を身につけるとともに、・・・・・・・・  
・・・・・・・・ことから、将来の日本のものづくりを担う優秀な人材となることが期待される。

(5) 学習に対する意欲や態度

ものづくりに取り組んだ生徒の意欲及び態度について、具体的にかつ詳細に記載してください。 (200～300字程度)

生徒は日頃より、目標実現のために知識や技術の向上を目指し、課題研究や実習などのものづくりに関する授業だけでなく、部活動にも熱心に取り組み、・・・・・・・・  
資格試験にも挑戦し・・・・・・・・

3 その他

(1) 当該取組の背景・経緯

被推薦者がものづくりに取り組んだ背景・経緯及びエピソード等について記載してください。 (200～300字程度)

中学生の頃から〇〇〇に大変興味を持ち、本校へ入学後は・・・・・・・・  
・・・・・・・・〇〇コンテストや〇〇全国大会出場に向けて・・・・・・・・  
・・・・・・・・

(2) 過去の表彰歴、研究論文・メディア等での取り上げ

推薦案件について、過去の表彰歴、研究論文への掲載、新聞・テレビのメディア等での取り上げがある場合、代表的なものを2～3件ずつ記載してください。



○他の表彰歴

年 月 日

○○○○表彰 主催 ○○○

年 月 日

○○○○表彰 主催 ○○○

○研究論文等での取り上げ

研究論文名・掲載誌名・巻号・ページ・発表年月日・当該論文  
内容

○メディアでの紹介

メディア名・紹介年月日・紹介内容

(3) 外形的な情報

推薦案件の外形的な情報（仕様、カタログ、図面、写真等）について  
紹介できるものがあれば添付してください。

ものづくり日本大賞「ものづくりの将来を担う高度な技術・技能」分野  
のうち「青少年支援部門」に係る実施要領

平成21年4月7日 文部科学大臣決定  
令和3年1月20日 一部改正

1. 目的

この表彰は、我が国産業・文化の発展を支え、豊かな国民生活の形成に貢献する「ものづくり」人材の育成に係る活動を行う中学校、高等学校及び中等教育学校のうち、特に顕著な功績があると認められた学校に対して、その功績をたたえることにより、「ものづくりに携わる者の誇りと意欲の向上を図り、「ものづくり」教育の振興・発展に寄与することを目的とする。

2. 表彰者

文部科学大臣

3. 表彰の対象

- (1) 生徒を対象としたものづくり人材の育成に係る活動を行う中学校、高等学校及び中等教育学校のうち、特に顕著な功績があると認められた学校。
- (2) 被表彰者の数は最大2件とする。

4. 被表彰校の資格

表彰の対象となる学校は、次の要件を満たすものとする。

- ①ものづくり人材育成に向けた特色のある取組を実施している学校であること。
- ②「ものづくり」に係る表彰（ものづくり基盤技術振興基本法（平成11年法律第2号）第2条第1項に規定するものづくり基盤技術の振興に寄与すると認められるものをいう。）における文部科学大臣賞等の被表彰者や国際大会の上位入賞した者を輩出するなど顕著な成果を出している学校であること。

5. 被表彰候補校及び被表彰校の選出方法

- (1) 表彰の対象となる学校の推薦は、都道府県教育委員会又は政令指定都市教育委員会が文部科学大臣に対して行う。なお、推薦できる学校の数は、都道府県教育委員会又は政令指定都市教育委員会ごとに、原則1校とする。
- (2) 都道府県教育委員会又は政令都市教育委員会の推薦に基づき、有識者によって組織される青少年支援選考委員会において、ものづくり日本大賞の文部科学大臣賞を受けることが適当であると認められる学校を選出する。
- (3) 表彰する学校の決定は、上記(2)に基づき、文部科学大臣が行う。

6. 表彰の方法

表彰状及び副賞を授与することにより行う。

7. 表彰の事務

関係各課が協力して行うこととする。

8. 表彰の頻度

被表彰者の選出は3年に一度行うこととする。

9. その他

被表彰候補校の推薦、青少年支援部門選考委員会の運営その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この実施要領は、令和3年1月20日から適用する。

(別添 2 - 2)

ものづくり日本大賞「ものづくりの将来を担う高度な技術・技能」分野  
のうち「青少年支援部門」に係る被表彰校推薦等取扱要項

平成 19 年 3 月 5 日  
初等中等教育局長決定

1. 推薦方法

都道府県教育委員会又は政令指定都市教育委員会は、ものづくり日本大賞「ものづくりの将来を担う高度な技術・技能」分野のうち「青少年支援部門」文部科学大臣賞候補校を別紙様式の推薦書（1部）をもって、別途指定する日までに文部科学大臣あてに推薦する。

2. 青少年支援部門選考委員会

- (1) ものづくり日本大賞の文部科学大臣賞を受けることが適当であると認められる学校を選出するため、文部科学省に青少年支援部門選考委員会を置く。
- (2) 青少年支援部門選考委員会は、学校教育に専門的知識を有する者、ものづくりに関する学識経験者、企業の技術者等をもって構成する。
- (3) 書面審査により選考するが、必要に応じて、意見聴取等を実施する。

3. 選考基準

主として以下の基準により選考する。

- (1) 学校のものづくり人材育成への取組
  - ①取組状況②独自性・独創性③創意工夫性④継続性⑤波及効果⑥協力効果⑦関係機関との連携⑧その他
- (2) 当該取組の実施により得られた具体的な成果

4. 表彰の方法

表彰は、表彰状を授与してこれを行う。なお、被表彰校及び表彰の日時、場所等は決定次第推薦者あてに通知する。

附 則

この要項は、決定の日から施行する。

ものづくり日本大賞「青少年支援部門」文部科学大臣賞候補校推薦書

ふりがな

被推薦校名           〇〇<sup>けんりつ</sup>県立〇〇<sup>こうぎょうこうとうがっこう</sup>工業高等学校          

ふりがな

校長名           <sup>もん</sup>文<sup>か</sup>科<sup>はな</sup>花<sup>こ</sup>子          

### 1 推薦案件の概要

推薦の概要について簡潔に記載してください。（300～500字程度）

※案件の概要、具体的な成果が端的にわかるように記載してください。取組が複数ある場合は、取組ごとに注目すべきポイントを列挙し、その説明についてわかりやすく記載してください。

（例）

本校は、地元企業や職業訓練校等との連携のもと、ものづくりの実践的な技術の向上を図る教育活動を展開しており、  
.....ものづくりの将来を担う人材育成を行っている。

1. 〇〇を伸ばすものづくり教育の実施（ポイント）  
.....（説明）
2. 〇〇全国大会の上位入賞  
.....
3. 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
.....

### 2 推薦案件の詳細①～学校のものづくり人材育成に向けた特色ある取組～ 当該学校のものづくりに向けた取組について、具体的に記載してください。

（300～500字程度）

※取組が複数ある場合は、取組ごとに注目すべきポイントを列挙し、その説明についてわかりやすく記載してください。

1. 熟練技能者による技能教育（ポイント）  
.....（説明）
2. 機械科・ロボット部の活動と資格試験の取組

.....  
3. 地元企業との連携による〇〇〇〇  
.....

(1) 独自性・独創性

当該取組について、どのような点に特色、独自性・独創性があるのか、具体的にかつ詳細に記載してください。（300～500字程度）

※取組が複数ある場合は、取組ごとに注目すべきポイントを列挙し、その説明についてわかりやすく記載してください。  
※従来の取組との相違・比較など、幅広い観点から記載してください。

1. 熟練技能者による技能教育（ポイント）  
.....（説明）
2. 機械科・ロボット部の活動と資格試験の取組  
.....
3. 地元企業との連携による〇〇〇〇  
.....

(2) 創意工夫性

当該取組について、どのような点に創意工夫があるのか、具体的にかつ詳細に記載してください。（300～500字程度）

※取組が複数ある場合は、取組ごとに注目すべきポイントを列挙し、その説明についてわかりやすく記載してください。

1. インターンシップ（ポイント）  
.....（説明）
2. □□□□□□□  
.....

(3) 継続性

当該取組について、どのくらいの期間・頻度で実施されてきたのか、具体的にかつ詳細に記載してください。（200～300字程度）

※取組が複数ある場合は、取組ごとに注目すべきポイントを列挙し、その説明についてわかりやすく記載してください。

1. ○○全国大会への挑戦（ポイント） .....（説明）
2. □□資格取得の推進 .....

(4) 波及効果

当該取組による他の学校への波及効果について、具体的にかつ詳細に記載してください。（200～300字程度）

※取組が複数ある場合は、取組ごとに注目すべきポイントを列挙し、その説明についてわかりやすく記載してください。
1. 県内工業高等学校の技能向上（ポイント） .....（説明）
2. 教員の高度技術・技能の習得 .....

(5) 協力効果

ものづくりに取り組んだ校長、教頭、教員、生徒の協力による効果について、具体的にかつ詳細に記載してください。（200～300字程度）

※取組が複数ある場合は、取組ごとに注目すべきポイントを列挙し、その説明についてわかりやすく記載してください。
1. ○○○○○○○○（ポイント） .....（説明）
2. □□□□□□□ .....

(6) 関係機関との連携

当該取組における地域の関係機関（企業を含む）との連携状況（分担等を含む）について、具体的に記載してください。（200～300字程度）

※取組が複数ある場合は、取組ごとに注目すべきポイントを列挙し、その説明についてわかりやすく記載してください。
--

1. ○○○○○○○○（ポイント） .....（説明）
2. □□□□□□□ .....

(7) その他

当該取組において他に特筆すべき事項がある場合は、具体的に記載してください。（300字程度）

※取組全体を通して、その他、当該推薦案件の成果を評価するにあたって特記すべきポイントがある場合は具体的に記載してください。 ※他で記載した内容の繰り返しにならないようご注意ください。
--

3 推薦案件の詳細②～取組の実施により得られた具体的成果～

取組の実施により得られた定性的・定量的な成果を具体的かつ詳細に記述してください。（各種競技大会での成績や資格取得状況など）

--

4 推薦案件の詳細③～その他の参考情報～

(1) 推薦案件について、過去の表彰歴、研究論文への掲載、新聞・テレビのメディア等での取り上げがある場合、代表的なものを2～3件ずつ記載してください。

○表彰歴						
	年	月	日	○○○○	表彰	主催 ○○○
	年	月	日	○○○○	表彰	主催 ○○○



○研究論文等での取り上げ

研究論文名・掲載誌名・巻号・ページ・発表年月日・当該論文  
内容

○メディアでの紹介

メディア名・紹介年月日・紹介内容

(2) 外形的な情報

推薦案件の外形的な情報（仕様、カタログ、図面、写真等）について  
紹介できるものがあれば添付してください。

2 文 科 高 第 9 5 0 号  
2 文 庁 第 1 6 9 8 号  
厚生労働省発開0113第1号  
20201209製第14号  
国 官 技 第 2 2 9 号  
国 不 専 建 第 2 5 号  
国 鉄 技 第 8 0 号  
国 海 産 第 7 7 3 号  
国 港 技 監 第 5 4 号

ものづくり日本大賞実施要領を次のように制定する。

制定 平成21年1月5日

最終改正 令和3年1月22日

文部科学大臣 萩生田 光 一

厚生労働大臣 田 村 憲 久

経済産業大臣 梶 山 弘 志

国土交通大臣 赤 羽 一 嘉

## ものづくり日本大賞実施要領

### 1. 目的

この表彰は、我が国産業・文化の発展を支え、豊かな国民生活の形成に大きく貢献してきた「ものづくり」に携わる人材のうち、特に優秀な成果を成し得た個人若しくはグループ又は団体に対してその功績をたたえることにより、「ものづくり」に携わる者の誇りと意欲の向上を図り、「ものづくり」に係る技術及び技能の更なる発展と次世代への着実な継承に寄与することを目的とする。

### 2. 表彰者

内閣総理大臣

### 3. 表彰の対象

以下の各分野及び部門において、特に優秀な功績を認められた個人若しくはグループ又は団体に対して表彰を行う。

#### (1) 「産業・社会を支えるものづくり」分野

##### ① 製造・生産プロセス部門

生産技術の抜本的効率化など、製造・生産工程において優れて画期的なシステムや手法等の開発・導入によって生産革命を実現させた個人又はグループ

##### ② 製品・技術開発部門

高度な技術的課題を克服し、優れて画期的な製品若しくは部品又は生産技術等の開発・実用化を実現させた個人又はグループ

##### ③ 伝統技術の応用部門

伝統的な技術の工夫や応用によって、革新的・独創的な製品若しくは部品又は生産技術等の開発・実用化を実現させた個人又はグループ

ただし、①～③の各部門の建設業に係るものについては、「国土技術開発賞」の被表彰者のうち、特に優秀であると認められる個人又はグループとする。

#### (2) 「文化を支えるものづくり」分野

「文化庁長官表彰」の被表彰者のうち、文化財の保存活用及び芸術文化を支えるものづくりにおいて特に優秀であると認められる個人又はグループ

#### (3) 「ものづくりを支える高度な技術・技能」分野

##### ① ものづくり現場を支える高度な技能部門

「卓越した技能者の表彰（現代の名工）」、「優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）」、「海事関係功労者表彰」の被表彰者のうち、特に優秀であると認められる個人

② ものづくりの将来を担う高度な技術・技能部門

(ア) 青年部門

「技能五輪国際大会」の金メダリスト

(イ) 青少年部門

ものづくりの将来を担う高度な技術・技能を有する青少年のうち、特に優れていると認められる個人又はグループ

4. 被表彰者の選出

(1) 前項の各分野を担当する省を次のとおりとし、被表彰者候補者の選考・審査等の業務に当たり、表彰を受けることが適当であると認められる者を選出する。

- ・ 「産業・社会を支えるものづくり」分野：経済産業省（建設業に係るものを除く）、国土交通省（建設業に係るもの）
- ・ 「文化を支えるものづくり」分野：文部科学省
- ・ 「ものづくりを支える高度な技能」分野：厚生労働省、国土交通省
- ・ 「ものづくりの将来を担う高度な技術・技能」分野：文部科学省、厚生労働省、経済産業省

(2) 各分野の被表彰者を選出するために必要な事項は、各省において定めることとする。

5. 表彰の方法

表彰状及び副賞を授与することにより行うこととする。

6. 表彰の事務

関係各省が協力して行うこととする。

7. 表彰の頻度

被表彰者の選出は3年に一度行うこととする。

8. 附則

この実施要領は、令和3年1月22日から適用する。